7. 学割及び海外渡航の届出

1) 学生旅客運賃割引証(学割証)

- ① 学割証は、<u>JR で片道の営業キロが 100 キロメートルを越える区間</u>を旅行する場合に適用される。(割引率は 2 割)
- ② 学割証の乗車区間は使用者自身で記入する。なお、学割証を不正に使用したときは、多額の追徴金を課せられるばかりでなく、大学が学割証の発行を取り消されることがあるので、特に注意する。
- ③ 学割証の有効期限は、発行の日から3ヶ月間である。また最終の有効期限は 修了式の日までとなる。

2) 海外渡航について

旅行、研修等の理由に関わらず、海外へ渡航する際には、渡航 7日前までに必ず 海外渡航届を提出する。

8. 災害傷害保険の加入

1) 学生教育研究災害傷害保険

学生が講義、実習及び大学行事又は課外活動中の不慮の事故あるいは通学中等の移動中に発生した事故によって被った傷害に対する救済を目的とする

「学生教育研究災害傷害保険」に全学生が加入している。

- ① 支払保険金の種類と金額
 - イ、死亡保険金(事故の日から180日以内に死亡した場合)
 - ○正課を受けている間及び大学行事に参加している間………1,200万円
 - ○正課以外で大学施設内にいる間及び大学施設外で課外活動を行っている間 及び通学中600 万円
 - ロ、後遺障害保険金(事故から180日以内に後遺障害が生じたとき)

障害の程度に応じて

- ○正課を受けている間及び大学行事に参加している間………72万円~1,800万円
- ○正課以外で大学施設内にいる間及び大学施設外で課外活動を行っている間 及び通学中 ………………36万円~900万円

- ハ、医療保険金(医師の治療を受けたとき)
 - ○平常の生活ができるようになるまでの治療期間に応じて……3,000円~30万円

二、入院加算金

○いずれの活動種別においても入院 1 日目から支払われる

…………1 日につき 4,000 円 (180 日を限度とする)

ホ、接触感染予防保険金

○接触感染した日を含め、180日以内に予防措置を受けた場合

------1 事故につき 15,000円 (定額払)

② 加入手続き及び保険期間

新入生については、入学時に大学側で本保険への申込み及び保険料の支払いを行う。 保険期間は下記のとおり

保 険 始 期	保 険 終 期
4月1日	標準修業年限の3月31日

なお、所定の保険終期を超えて在籍する学生は、看護学部事務室で継続加入の 手続きを自己負担にて行う。

2) 学研災付帯賠償責任保険

学生が、正課中、学校行事中及びその往復途中で、他人に怪我を負わせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する制度「医学生教育研究 賠償責任保険(学生教育研究災害傷害保険に付帯)」に全学生が加入している。

補償内容

② 加入手続き及び保険期間

学生教育研究災害傷害保険に準ずる。